

地方独立行政法人北海道立総合研究機構役員の報酬及び退職手当の基準

1 役員報酬等に関する規定

地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当は、
 ①役員の業績が考慮されるものでなければならない。
 ②法人が支給基準を定め、設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。
 ③支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬等、当該地方独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

2 基本的な考え方

- (1) 国の独立行政法人、他の地方独立行政法人の役員報酬、退職手当の状況を参考に、役員の職責に応じた適切かつ妥当な水準とする。
- (2) 法人の業績評価等を役員報酬、退職手当に反映する制度を導入する。

3 役員報酬の支給基準

○常勤役員

- ・国の独立行政法人及び他の地方独立行政法人等を参考に設定した。
- ・道の特別職との均衡等を考慮して設定した。
 理事長の報酬額は、他の独立行政法人や道の特別職等との均衡を図り、給料月額900,000円とする。
 理事の報酬額は、設立前の試験研究機関の長の平均年収相当額をベースに給料月額780,000円とする。

(1) 給料月額

| 区 分 | 月 額 |
|-------|----------|
| 理 事 長 | 900,000円 |
| 理 事 | 780,000円 |

(2) 手当

| 手当の種類 | 支 給 額 | 備 考 |
|-------|---|------------------------------------|
| 住居手当 | 職員の例による | |
| 通勤手当 | 職員の例による | |
| 期末手当 | 6月・12月 (給料月額 + 給料月額×0.20 + 給料月額×0.25)×1.75 | 業績評価結果及び役員の業績に応じ100分の10の範囲内で増額又は減額 |

(3) 報酬の調整

道を退職した者が常勤役員に就任する場合は、理事長が別途給料月額を定める。

○非常勤役員

- ・他の地方独立行政法人等を参考に設定した。

報酬（日額）

| 区 分 | 日 額 |
|-----|---------|
| 監 事 | 30,000円 |

4 退職手当の支給基準

- ・国の独立行政法人や他の地方独立行政法人を参考に設定した。
- ・常勤役員が退職した場合に退職手当を支給する。（非常勤役員には退職手当を支給しない。）

（1）退職手当の額

- ①在職期間1月につき、給料月額 $\frac{100}{12.5}$ 相当に $\frac{100}{83.7}$ を乗じた退職手当を支給する。
- ②評価委員会が行う業績評価の結果及び役員の業績に応じ、増額又は減額することができる。

（2）退職手当の特例

- ①国、独立行政法人、地方公共団体、法人以外の地方独立行政法人及びその他の団体（国等）に雇用される者が、法人役員となった後、再び国等の職員となった場合で、その者の法人役員の在職期間が国等の退職手当の算定に係る在職期間に通算されることとされたときは、法人において退職手当は支給しない。
- ②北海道職員を定年又は勸奨により退職し、北海道職員の退職手当条例の規定により退職手当の支給を受けている者は、法人において退職手当は支給しない。
- ③北海道職員から引き続いて役員となった場合で、やむを得ない事由により法人で退職した場合は、役員の在職期間を含めて北海道職員の在職期間とみなし、北海道職員の退職手当条例を準用した場合の額を支給する。